

帰結論証と局所的奇跡両立論

高崎 将平

1. はじめに

P. ファン・インワーゲンによって 1975 年に提出された「帰結論証」(the Consequence Argument) は、自由と決定論の非両立性をきわめて説得的な仕方です。打ち立てる論証として、現代自由論において今もなお強い影響力を持っている。帰結論証の登場以来、両立論者は手練手管を尽くして帰結論証への応答を試み、非両立論者はそれに再反論を試みてきた。帰結論証の成否はいわば、自由論者たちの共有する課題局面となったのである。

本稿では、帰結論証に対する数ある両立論からの応答のうち、とりわけ D. ルイスによって先駆的に擁護された「局所的奇跡両立論」(Local Miracle Compatibilism、以下 LMC) と呼ばれる立場を主題的に検討する¹。この立場を論ずるねらいは二つある。第一に、LMC の理論を精査することで、帰結論証が(従来思われていたほどには) 決定的な論証ではないことを示したい。第二に、LMC が両立論の立場として不十分であると思われる点を指摘し、LMC の課題を明らかにしたい。

本稿の構成を示す。まず 2 節で、帰結論証の骨子を確認し、両立論の可能な応答を概観する。3 節では LMC の基本的なアイデアを紹介し、LMC が整合的かつ理解可能な立場であることを示す。最後に 4 節で LMC への二つの反論を示し、LMC に残された課題を明らかにしたい。

2. 帰結論証

ファン・インワーゲンの「帰結論証」は、決定論²の真理及びその他の諸前提から行為者の他行為可能性 (alternative possibility) ³の否定を演繹的に導出し、自由と決定論の非両立性を結論する論証である⁴。彼の基本的なアイデアは至ってシンプルである。曰く、

もし決定論が真ならば、我々の行為は自然法則及び遠い過去の出来事からの帰結である。だが我々が生まれる前に起きたことや自然法則が何であるかは我々次第でない。したがってこれら [過去や自然法則] の帰結も (我々の現在の行為も含め) 我々次第ではない。(van Inwagen 1983, 16)

このアイデアはそれ自体ではやや素朴に映るかもしれない。帰結論証の美点はむしろ、上のアイデアを演繹的な論証として形式化し、非両立論者が依拠する前提や推論規則を明瞭に示したところにある。さっそく論証の骨子を見ていこう⁵。

帰結論証は通常の様相命題論理の体系を用いるが、それにさらに二つの道具立てを追加する。一つは‘N’という様相オペレータの追加である。‘N’は任意の命題 p に作用し、‘Np’は次のように解釈される：

$Np \Leftrightarrow p$ は真であり、そして誰も p を偽にすることはできない⁶。

二つ目の道具立ては‘N’に関する推論規則の追加である。具体的には次の二つの推論規則 (α)、(β) が論証に必要となる⁷：

$$(\alpha) \quad \Box p \models Np$$

$$(\beta) \quad N(p \rightarrow q) \ \& \ Np \models Nq$$

これらが少なくとも一見は妥当に見えることを確認しておこう。(α) は「もし命題 p が必然的に真ならば、誰も p を偽にすることはできない」と翻訳される。例えば我々は「 $2+3$ は 5 である」という必然的命題を当然偽にすることはできないので、(α) はきわめてもっともらしいだろう。次に (β) を考えよう。実はこの種の推論は上に引用したファン・インワーゲンのアイデアの中に既に現れている。すなわち、このアイデアには「我々が p を偽にすることができない (p の真偽が我々次第ではない) ならば、 p の帰結も偽にすることができない (我々次第でない)」という推論が隠されており、(β) はその一般的推論の一例であると見ることが出来る。この推論も、(α) より異論の余地はあるにせよ、さしあたりはもっ

ともらしいと思われる。

これで論証の準備が整った。以下の論証で P_0 は我々人間が生まれるはるか前の世界の全状態を表す命題、 L は自然法則の集合を表す命題、 P は P_0 以降の時点の世界の状態（の一部）を表す任意の命題とする。

- | | | |
|------|--|-------------------------|
| (P1) | $\Box ((P_0 \ \& \ L) \rightarrow P)$ | (決定論の定義) |
| (P2) | $\Box (P_0 \rightarrow (L \rightarrow P))$ | ((P1)、移出律) |
| (P3) | $N (P_0 \rightarrow (L \rightarrow P))$ | ((P2)、 (α)) |
| (P4) | NP_0 | (前提) |
| (P5) | $N (L \rightarrow P)$ | ((P3)、(P4)、 (β)) |
| (P6) | NL | (前提) |
| (C) | NP | ((P5)、(P6)、 (β)) |

この論証は諸前提 (P1)、(P4)、(P6) の真理及び推論規則 (α) 、 (β) の妥当性を認めれば、 NP が論理的に帰結することを示している。 NP は「 P は真であり誰も P を偽にすることはできない」と解釈され、 P に行為者 S が実際におこなった任意の行為 A を代入することで、 NP は主張「 S は行為 A をしないことはできなかった」を含意する。これは他行為可能性の否定に他ならない。

さて、両立論者は上記の帰結論証に対していかにして応答しうるだろうか。これまでに提出されてきた両立論からの反論は多岐にわたるが、管見では、それらの応答は、大きく次の三つの陣営に区分することができる⁸。

- (A) 論証の前提のいずれかを否定する立場。
- (B) 論証で用いられている推論規則の妥当性を否定する立場。
- (C) 論証の健全性を認めつつ、自由と決定論の非両立性を否定する立場。

順に説明しよう。(A) と (B) の路線はともに、帰結論証の健全性を否定する。(A) を採る論者は具体的には、「我々は過去に関する真な命題を偽にすることはできない」という前提 (P4) か、「我々は自然法則を偽にすることはできない」という前提 (P6) のいずれかを否定する。(B) を採る論者は、帰結論証において

導入された推論規則 (α) または (β) の妥当性を否定する。だが前述のように (α) はきわめて疑い難いため、大半の論者は (β) に疑いの目を向けることになる⁹。

(A) や (B) の路線とは対照的に、(C) を採る論者は、帰結論証それ自体の健全性を否定しない。むしろ彼らは帰結論証の結論 (他行為可能性と決定論の非両立性) から自由と決定論の非両立性へと移行するステップを拒否する。すなわちこの立場は実質的には、他行為可能性が自由に必要であることを否定する戦略を採る。この立場の代表的な推進者としては H. フランクファート (Frankfurt 1969) を挙げることができ、彼とその追従者の理論は現代の両立論陣営の中で一大潮流を形成している¹⁰。

本稿が主題的に扱う LMC は (A) の路線の中でもとりわけ前提 (P6)、すなわち「我々は誰も自然法則を偽にすることはできない」という前提を否定する戦略である。この戦略は一見きわめてラディカルに思われるが、その理論的細部を詳細に検討すれば決して無理筋ではなく、むしろ理論的に洗練された有力な立場であると私は考えている。そのことを次節で示そう。

3. 局所的奇跡両立論

LMC は、我々は自然法則を偽にすることができるのだ、と主張し、それによって帰結論証の健全性を否定する。だが、LMC のそのような主張は果たして理論的にまともな主張でありうるのだろうか。本節では、(i) ルイスによる反事実的条件文の理論の正しさ、及び (ii) 我々は決定論的世界でも実際とは別の行為をなすことができるという主張の正しさを認めるならば、LMC の主張は理論的に整合的かつ理解可能であること、これを示したい。

本節の構成を示そう。まず 3.1 節で、LMC のアイデアの骨子を確認し、LMC の主張が上記の (i) 及び (ii) に依拠していることを示す。次に 3.2 節で、ルイスの反事実的条件文の意味論を紹介し、そのもってもらしさを確認する。最後に 3.3 節で、(ii) に関して、日常的な我々の様相的語りの正当性という観点から考察を施したい。

3. 1 「自然法則を偽にすることができる」の解釈について

ルイスは帰結論証の諸前提のうち、「我々は自然法則を偽にすることはできない」という前提 (P6) を否定する。この前提は一見してきわめてもっともらしいが、ルイスによれば、そのもっともらしさはこの前提に現れる「偽にすることができる」の解釈に依存する。彼はまず前提 (P6) について、次の「強い解釈」(S-P6) と「弱い解釈」(W-P6) の少なくとも二つが存在することを指摘する：

(S-P6) 我々は、それ自身かその帰結が自然法則を偽にすることを因果的に引き起こすような行為をなすことができない。

(W-P6) 我々は、もしそれをしていたら自然法則が偽になっていたであろうような行為をなすことができない¹¹。

(S-P6) の解釈に従えば (P6) はきわめてもっともらしい。実際ファン・インワゲンが論証中で念頭に置いているのは (S-P6) の解釈であると考えられる。そのことは彼が前提 (P6) の擁護のために持ち出す次の事例が示唆している。

未来のある官僚がエンジニアに、光よりも速く進むことができる宇宙船を造るように命じたとしよう。エンジニアはその官僚に、何ものも光より速く進むことはないというのは自然法則なんですよ、と教える。官僚は任務の困難を認めるが、それでもしつこくこう食い下がる：「確かにそれは自然法則だけど、もし君が一生懸命うまくやれば、光より速く進む方法をきっと見つけることができると思うよ」。明らかに彼のこの要求は不整合でしかない。(van Inwagen 1983, 62)

一方、(W-P6) の解釈に従えば (P6) は偽になる、とルイスは主張する。その議論は以下のように進む。例えば私が現実世界（議論のために決定論的世界とする）で時点 t に会議で手を挙げなかったとしよう。このとき私は時点 t に手を挙げる事ができた（それはきわめて日常的な能力である）。ところで、ルイスの反事実的条件文の理論が正しければ、反事実的条件文「もし私が時点 t に手を挙げたならば、現実の自然法則は偽になっていたであろう」は真である。以上から (W-P6)

は偽であるので、(W-P6) として解釈された帰結論証の前提 (P6) は偽である。

この議論は明らかに、(i) ルイスによる反事実的条件文の理論の正しさ、及び (ii) 我々は決定論的世界でも実際とは別の行為をなすことができるという主張の正しさに依拠する。次の 3.2 節ではルイスの反事実的条件文理論を概説し、LMC の議論をサポートすることとしたい。

3. 2 反事実的条件文の真理条件—類似性関係の基準について

ルイスによって整備された反事実的条件文“ $p \Box \rightarrow q$ ”の真理条件は、おおまかには次のような形式で表される¹²：

$p \Box \rightarrow q$ が真である $\Leftrightarrow p$ が真であるような可能世界のうち現実と最も類似した可能世界 (の全て) で q が真である。

ここで問題になるのは、可能世界と現実世界の間類似性関係の基準をいかにして定めるかである。この基準に関して提起された初期の困難は例えば K. ファインによる次のようなものであった：

反事実的条件文「もしニクソンがそのボタンを押していたら、核による大虐殺が起こっていただろう」は真である (あるいは真であると想像することができる)。さて、核による大虐殺は実際には決して起こらないとしよう。このときこの反事実的条件文は、ルイスの分析では偽になってしまうように思われる。というのも、前件と後件がともに真である任意の世界について、前件が真で後件が偽であるような現実により近い世界を想像することができるからである—すなわち、我々は核による大虐殺を防ぐような変化を想像しさえすればよいのだ。だがそれは現実からそんなに大きな相違を要求するものではない。

(Fine 1975, 452)

ファインの主張は、核のボタンが押されて大虐殺が起きた世界 w_1 と核のボタンが押されたが (何かの不具合によって) 核爆弾が作動せず何も起こらなかった世界 w_2 を比べたとき、後者の方が (現実には核による大虐殺は起こらないので) 現実世

界と類似している、というものである。これは問題の反事実的条件文が真であるという我々の直観に反している。

この種の事例を受けて、ルイスは1979年の論文で類似性関係の基準を詳細に論じている。ルイスによれば、諸可能世界の現実世界との類似性の比較は次の優先順位に従ってなされる：

- (1) 大域的な奇跡を避けることが第一の優先事項である。
- (2) 事実が完全に一致している時空領域を最大化することが第二の優先事項である。
- (3) 小規模で局所的な奇跡を避けることが第三の優先事項である。
- (4) 事実についての近似的な類似性を保証することは、たとえその事実が我々にとってとても重要なものであるとしても、ほとんど優先されるべき事項ではない¹³。

この基準に従うことで、ニクソンの提起した反事実的条件文に対して我々の直観と合致する真理値を与えることが可能になる。

(ここで「奇跡」という概念について説明を施しておきたい。可能世界 w で出来事 e が奇跡であるというとき、ここで意味されるのは、可能世界 w における e の生起が現実世界 $@$ での自然法則命題 $L_@$ と両立しない、ということである¹⁴。(付言しておけば、 e の生起は e が生起する世界 w での自然法則命題 L_w とは当然両立する。そうでなければ L_w はもはや「自然法則」とは呼べないだろう。))

さて、上述の類似性関係の基準をふまえて、先の会議での挙手の例を再び考えよう。決定論的世界で私が時点 t に手を挙げなかったとしよう。このとき時点 t に私が手を挙げているような現実世界と最も類似した可能世界は、過去の歴史全体を現実世界と完全に共有するが、行為の直前に局所的奇跡 (local miracle) が生じて現実と分岐が生じたような世界である。つまりこの可能世界は現実世界と自然法則をほぼ共有するが、その局所的奇跡の分だけ法則が異なるような可能世界である。したがって、もし私が時点 t に手を挙げることができるならば、それをなしたら自然法則が偽になっていたであろうような行為をなすことができる。この行為の存在は帰結論証の前提 (P6) の反例となる。

本稿ではルイスによる類似性関係の基準が最終的に正しいか否かについては論

じずに措く¹⁵。むしろルイスの理論を前提してもなお残る LMC の答えるべき課題に焦点を絞ることとしたい。次節では、LMC が依拠する主張 (ii) 「我々は決定論下でも実際とは別の行為をなすことができる」の検討に移ろう。

3. 3 能力帰属としての「できる」言明

LMC によれば、我々は決定論的世界でも実際とは別の行為をなすことができる。しかしこれを主張することで LMC は、非両立論に対し論点先取を犯している危険がある。というのも、非両立論者はまさに、決定論下で行為者は実際になした以外の行為をすることができない、と主張する立場だからである。よって LMC はさらに、上述の主張を支持する論拠を提示せねばならない。

この問題に答える手掛かりは、「できる」という様相句の多義性に求められる。確かに一つの意味（非両立論者が念頭に置いている意味¹⁶）においては、我々は実際になしたのとは別の行為をなすことができない。しかし、G. E. ムーアが先駆けて指摘したように（Moore 1912）、「できる」にはそれとは異なる別の日常的用法が存在する。次の例を考えよう：

- (a) 私は今朝 20 分で 1 キロ歩くことができた。
- (b) 私は今朝 5 分で 10 キロ走ることができた。

実際には私は今朝外出しなかったとしよう。さらに現実世界は決定論的であるとしよう。このとき「できる」の一つ目の意味に従えば、(a) と (b) はともに偽である。しかし—この点をムーアは強調するが—「できる」の一つの日常的な用法において、(a) は真であるが (b) は偽である、と我々は正当に主張しうる。この意味での「できる」言明は、行為者の「能力」を表す言明であると捉えられる。つまり、私は今朝 20 分で 1 キロを歩く能力を持っていたが、5 分で 10 キロを走る能力を持っていなかった、と先の事例を言い換えることができる。

以上の考察から、様相句「できる」は多義的であること、そのうちの一つの解釈に従えば LMC の前提が真になること、そしてその解釈は恣意的なものではなく、日常的な見地から自然で理解可能な解釈であること、これらが示されたと思う。

4. 局所的奇跡両立論の課題

前節までで、帰結論証の前提 (P6) には (W-P6) と (S-P6) の二つの解釈が可能であり、(W-P6) の解釈を採ることで帰結論証の健全性を否定することが可能になる、という LMC の主張を見てきた。だがこれまでの議論は、なぜ (W-P6) の解釈を採るべきかについては何も述べていない。つまり、LMC は (W-P6) の解釈を採ることの正当性を示さなければならない。

本節ではこの正当性に関する二つの批判を検討し、LMC に残された課題を明らかにしたい。それぞれの批判の要点を予示しておこう：一つ目の批判によれば、(W-P6) は自然法則と我々の能力の間の関係性を適切に捉えられていない (4.1 節)。二つ目の批判によれば、(W-P6) で表現される「能力」は自由にとって本質的でない (4.2 節)。

4. 1 自然法則と能力の関係性について

自然法則は我々が何をなしうるかについて制限を課す (我々は光速より速く進む宇宙船を造ることはできない)。帰結論証の前提 (P6) はその「制限」としての自然法則と我々の能力の関係性を表現するよう意図されている。ここで (P6) をその関係性が明確になる仕方で書き換えておこう：

(LA1) 命題 p が自然法則 (ないし自然法則の論理的帰結) であるならば、 Np (p は真であり誰も p を偽にすることができない)。

さて、LMC は、法則と能力の関係を適切に表現するのは (P6) ではなく (S-P6) だ、と主張するだろう¹⁷。つまり LMC によれば、光速より速く進む宇宙船を造ることができないという我々の直観は、(P6) を適切に弱めた (S-P6) によって説明されるのである。こちらも (LA1) に対応して書き換えておこう：

(LA2) 命題 p が自然法則 (ないし自然法則の論理的帰結) であるならば、我々は p を偽にすることを因果的に引き起こす行為をすることができない。

だが Ginet (1990) によれば、(LA2) は、自然法則と能力の関係を適切に表現できていない。つまり (LA2) では、行為者の無能力を自然法則による制限によって説明できないような事例が存在する、と彼は論じる。その事例とは例えば次のようなものである：

時点 t より少し前に S は、数時間のあいだ完全な無意識状態をもたらすある薬を服用した。この薬によって、 S に関して命題 P_1 ：「時点 t に、 S の神経系は状態 U にある」が真であるとしよう。そしてこの命題と自然法則から、 S は t 以後少なくとも 30 分は無意識であることが帰結するとしよう。(Ginet 1990, 113-4) ¹⁸

さてこの事例において、命題 P_2 ：「時点 t の 5 秒後に、 S は自発的に右手を挙げなかった」を考えよう。 S は完全な無意識状態にあるので、当然 S は命題 P_2 を偽にすることができない (NP_2)、と我々は考えるだろう。そしてその考えは (LA1) を用いて次のように説明される—命題 ($P_1 \rightarrow P_2$) は自然法則 (ないし自然法則の論理的帰結) であるので、(LA1) により、 $N(P_1 \rightarrow P_2)$ 。いま上記の状況から明らかに NP_1 であるので、規則 (β) より、 NP_2 。

ところが (LA2) によっては我々が望むべき結論 NP_2 を導くことはできない、とジネは論じる。というのも、「それ [S が t の 5 秒後に自発的に右手を挙げること] は、もしそれが起こったとしても、自然法則に反する出来事を因果的に引き起こすような行為でないだろう¹⁹」からである。

したがって Fischer (1994) が指摘するように、LMC は (LA2) とは別の論拠によってジネの事における行為者の無能力を説明しなければならない²⁰。ではどのような説明が LMC に可能だろうか。それを見るためにいま一度会議での挙手の例と無意識下での挙手の例を比較してみよう。二つの挙手の事例は、反事実的条件文「もし挙手したならば、その直前に局所的奇跡が生じていただろう」が真であるという意味においては違いがない²¹。むしろ両者の異同は、行為の直前に起きた局所的奇跡によって行為者がそれまで有していなかった能力を獲得するか否かに求められる。つまりジネの事例では、直前の局所的奇跡によって意識が回復し、それによって S は手を挙げる能力を獲得してしまうのである²²。

行為者の能力に関する以上の洞察を形式化すると次のようになるだろう：

(AA) 決定論的世界において S が時点 t に実際になさなかった行為 ϕ をなすことができる \Leftrightarrow 反事実的条件文「もし S が時点 t に行為 ϕ をしていたら、その直前に局所的奇跡が生じていただろう」が真であり、かつ、その局所的奇跡によって行為者に時点 t 以前には有していなかった能力が帰属されない。

もちろん (AA) は、行為者への能力の帰属の条件をさらに説明しない限り、「できる」言明の分析としては不十分であろう²³。とはいえ、(AA) のような原理によってジネの事例での行為者の無能力を（法則による制限とは独立の観点から）説明することは LMC にとって可能である、と私は考える²⁴。

4. 2 自由に本質的な「能力」概念について

本節で検討する LMC への批判は両立論と非両立論の論争という点ではより重要なものである。それは自由概念に本質的な「能力」概念は何か、という問いに関わる。まずは 3.3 節の議論をもとに LMC の考える「能力」概念を確認しておこう。

LMC は決定論下でも行為者は実際とは別の行為をなすことができる、と主張する。そしてこの主張の正当性を支持する日常的な「できる」の解釈が存在するのだ、と論を進める（ムーアの事例 (a) と (b) によって区別されるような能力帰属の解釈）²⁵。だが非両立論の側は、その解釈が正当であることを認めつつ、そこで表現される「能力」が我々の自由に本質的でない、と反論することが可能である。つまり非両立論の側からすれば、LMC は自由とは何ら関係のない「能力」概念を持ちだして、それが決定論と両立すると述べているに過ぎないのである。

私の見るところ、LMC は一ルイスも後の追隨者も含め—この問いに十分に応答できていない²⁶。よって LMC はさらに、(W-P6) によって導かれる能力概念が、責任帰属の条件として必要である（あるいは十分である）ことを示す必要がある。これは LMC の最重要課題であろう²⁷。

5. 結語

本稿の議論で得られた LMC のポイントをまとめておこう。まず LMC は、帰結論証の前提 (P6) : 「我々は自然法則を偽にすることはできない」について、強い解釈 (S-P6) と弱い解釈 (W-P6) の二つを区別する。そして後者の解釈 (W-P6) を採った場合、ルイスの反事実的条件文の理論の正しさ、及び決定論下で我々は実際とは別の行為をなすことができるという主張を認めるならば、(W-P6) が偽であることが帰結する、と論じる。

とはいえ第4節で見たように、LMC に残された課題はとりわけ、(W-P6) の解釈によって導かれる「能力」が我々の自由にとって本質的であることを示すことである。もっとも非両立論の側も状況は変わらない—非両立論も自身の「能力」概念の正当性を、帰結論証とは独立の論拠によって示さねばならないだろう。だがいずれにせよ、LMC の議論によって帰結論証が少なくとも決定的でないことが示されたとするならば、帰結論証の影響力の大きさに鑑みて、LMC の議論は両立論的理論に重大な貢献をなし得たと言えるのではないだろうか。

¹ Lewis (1981)。より現代的な擁護者としては、Oakley (2006) や Graham (2008)、Pendergraft (2011) などが挙げられる。

² 本稿では決定論を以下のように定義しておく：任意の時点 t について、 t での世界の状態全体を記述する命題が存在し、かつ、任意の時点 t_1, t_2 ($t_1 < t_2$) について、 t_1 での世界の状態を記述する命題 P_1 と自然法則を記述する命題の連言は t_2 での世界の状態を記述する命題 P_2 を論理的に含意する。

³ 他行為可能性とはラフに言えば、「実際とは別の仕方で行うできた可能性」のことを指す。だがその概念内実は決して自明なものではない。そこで想定される「可能性」がいかなる類のものである（べき）かという問いをめぐって、両立論者と非両立論者はまさに意見を異にしているからである。とはいえ、帰結論証の骨子を理解する上では、上述のラフな理解で差支えないと思われる。

⁴ なお、比較的同時期に、ファン・インワーゲンの帰結論証に類似した非両立論の論証が何人かの論者によって提示されている (Ginet (1968) など)。

⁵ 帰結論証には三つのヴァリエーションがあるが、それらは上記のアイデアの異なる仕方での定式化にすぎず、実質的には同じ論証であるとみなせる（違いは用いられる語彙や論理構造の複雑さの程度にある）。本稿で扱うのはその中でも「第三論証」と呼ばれるものである。

⁶ この定式化はファン・インワーゲン自身の表現と若干異なる。彼は 'Np' を「 p であり、かつ誰も p であるか否かについて選択を持たなかった」と解釈する。本稿では、帰結論証をめぐる両立論と非両立論の論争が自由に本質的な「能力」概念の分析へと帰着するという後述の論点を明確にするため、「偽にすることができる」という解釈を用いることにする。

⁷ ここで p, q は任意の命題、 \rightarrow は実質含意を表す。

⁸ 実はこの三つの立場は相互に独立ではなく、重要な意味で連関しているが、本稿ではその連

関については深く立ち入らない。

⁹ このあたりの論争状況については Kapitan (2011) が詳しい。

¹⁰ この種の立場は、他行為可能性の必要性を（少なくとも形式的に）認める (A) や (B) の両立論者と全く独立の立場であるように一見は思われる。だが私の見立てでは一本稿では追及できないが— (C) の路線の両立論者と (A) や (B) の両立論者は最終的には同様の自由概念を追求しうる、と見ることができる。

¹¹ すぐ後で明らかになるように、この文に現れる条件文は反事実的条件文である。

¹² Lewis (1973)。

¹³ 以上は Lewis (1979, 47-8) に基づいているが、表現を若干変更している。

¹⁴ 局所的奇跡と大域的奇跡の区別基準については Lewis (1979) を参照。

¹⁵ やや長くなるが、私がこのようなスタンスを採る理由を述べておきたい。反事実的条件文を評価する際の可能世界間の類似性関係の基準に関して、ルイスの見解に反し、「局所的奇跡が生じた過去の歴史が全く同一の世界」よりも「法則が同一であるが過去が異なる世界」をより現実世界に近いと考える理論は可能である。そのような理論を採用する両立論者（そのような立場は過去遡及両立論 (Backtracking Compatibilism, 以下 BC) と呼ばれる) は、帰結論証の前提 (P6) ではなく (P4) : 「我々は過去に生じたことを変えることはできない」という前提を攻撃することになる。BC の議論は形式において LMC のものと完全にパラレルである。すなわち BC は前提 (P4) について強い解釈 (S-P4) と弱い解釈 (W-P4) を区別し、後者の解釈を採れば、行為者は現実になさなかった行為ができるならば彼は (ある一つの意味で) 過去を変えることができることが帰結する、と論じる。

LMC と BC という二つの立場はともに、前節で区分した帰結論証への応答の仕方のうち (A) の陣営に属するものである。二つの立場は類似性関係の基準をどのように定めるかという技術的な問題に関して袂を分かつものの、帰結論証への応答としては同様の方針を採る。実際本節で提起される LMC への反論は、パラレルな形で BC にも適用されうるものである。以上の理由から、ルイス的な反事実的条件文理論が最終的に擁護可能なものであるか否かは、帰結論証への応答というプログラムの遂行の上では必ずしも本質的ではないとみなし、ルイスの理論を暫定的に認めて議論を進めることとしたい。

¹⁶ 例えば物理的可能性を意味するものだと考えればよい。

¹⁷ LMC は (S-P6) の意味では我々は自然法則を偽にできないが (W-P6) の意味ではできる、と主張する立場であることに注意せよ。

¹⁸ ただし命題のナンバリングを変更している (以下の P₂ も同様)。

¹⁹ Ginet (1990, 114)。

²⁰ なおフィッシャーはそのような原理の存在には懐疑的である。この論点に関する本稿とは別の議論としては、Pendergraft (2011) を参照。

²¹ ジネの事例で局所的奇跡によって神経系 U が僅かに変化すれば S は意識を回復すると考えることに不合理はない。

²² ここでの私のアイデアは Lehrer (1976) のものと関連している (もっともレイラーは LMC とは異なる反事実的条件文の意味論を採用する点で大きく本稿のもの異なるが)。

²³ 能力概念のさらなる説明として私が注目しているのは「新傾向性主義」と呼ばれる立場である (例えば Vihvelin (2004))。この立場は自由に本質的な能力を傾向性のタームによって分析する。管見では、LMC が能力概念の実質的説明に関して新傾向性主義のアイデアを援用することは可能である。

²⁴ 本稿と別の戦略として、「法則破りの出来事」の個別化基準に訴えてジネの事例を説明することもできるかもしれない。法則破りの出来事に関する議論としては Beebe (2003)、Oakley (2006) を参照。

²⁵ ムーア的な「できる」解釈は実際、(W-P6) によって導かれる帰結である。ムーア的な「できる」言明の解釈は伝統的に「条件文分析」と呼ばれるが、これは (P6) の解釈においてオペ

レータNを「条件文的に」解釈した結果に他ならない。

²⁶ 同様の指摘として、例えばKapitan（2011）を参照。

²⁷ なおフィッシャーはこの論争を両立論と非両立論の間の「論争のステイルメイト」と呼び、原理的に解決しえないものであることを示唆している。本稿はこの論争の最終的な解決可能性に関しては未決のままにしておきたい。

[参考文献]

- Beebe, Helen. 2003. "Local Miracle Compatibilism," *Noûs*, 37(2), 258-77.
- Fischer, John M. 1994. *The Metaphysics of Free Will: An Essay on Control*, Oxford University Press.
- Frankfurt, Harry G. 1969. "Alternate Possibilities and Moral Responsibility," *Journal of Philosophy*, 66, 829-39.
- Ginet, Carl. 1968. "Might We Have No Choice?," in *Freedom and Determinism*, Keith Lehrer (ed.), Random House, 87-104.
- . 1990. *On Action*, Cambridge University Press.
- Graham, Peter A. 2008. "A Defense of Local Miracle Compatibilism," *Philosophical Studies*, 140, 65-82.
- Kapitan, Tomis. 2011. "A Compatibilist Reply to the Consequence Argument," in *The Oxford Handbook of Free Will*, Robert Kane (ed.), Oxford University Press, 131-50.
- Lehrer, Keith. 1976. "'Can' in Theory and Practice: A Possible Worlds Analysis," in *Action Theory*, Brand and Walton (eds.), Dordrecht, 241-70.
- Lewis, David. 1973. *Counterfactuals*. Oxford University Press.
- . 1979. "Counterfactual Dependence and Time's Arrow," *Noûs*, 13(4), 455-76.
- . 1981. "Are We Free to Break the Laws?," *Theoria*, 47, 113-21.
- Moore, George E. 1912. *Ethics*, Oxford University Press.
- Oakley, Shane. 2006. "Defending Lewis's Local miracle Compatibilism," *Philosophical Studies*, 130, 337-49.
- Pendergraft, Garrett. 2011. "The Explanatory Power of Local Miracle Compatibilism," *Philosophical Studies*, 140, 249-66.
- van Inwagen, Peter. 1975. "The Incompatibility of Free Will and Determinism," *Philosophical Studies*, 27, 185-99.
- . 1983. *An Essay on Free Will*, Oxford University Press.
- Vihvelin, Kadri. 2004. "Free Will Demystified: A Dispositional Account," *Philosophical Topics*, 32, 427-50.